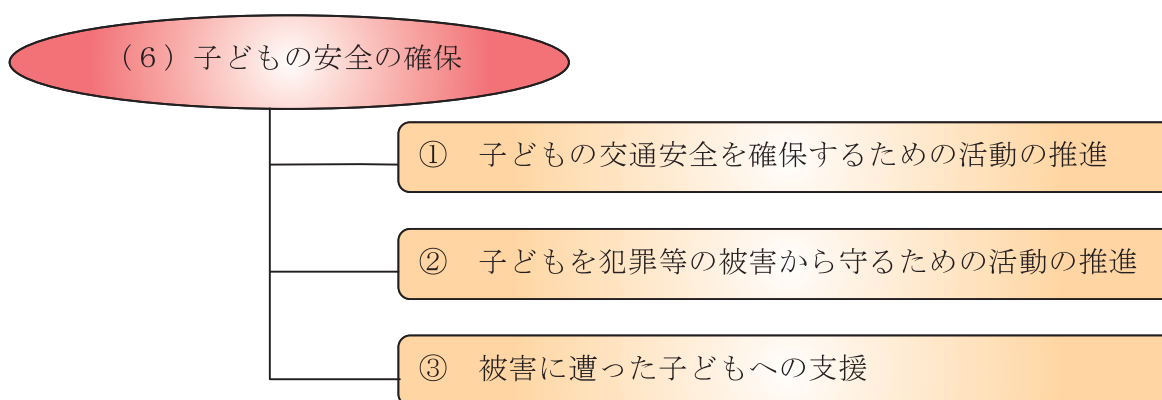


(6) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との連携、情報交換、犯罪等の被害に遭った子どもへの支援を行います。

また、子どもが自らの安全を守る能力を育てる安全教育を推進します。



① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。

ア 交通安全教育の推進

子どもに対して、事故の実態やその年代に応じた交通安全教育の徹底に努めます。

(主な施策)

- ・安心安全教育指導員設置事業
- ・交通安全担当者研修会 など

イ 登校・登園時の交通安全の確保

児童通学保護員を配置して、登校・登園時における子どもの保護誘導と通行方法の指導を行います。

(主な施策)

- ・児童通学保護員等設置事業 など

ウ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの着用効果及び着用方法について正しい理解を求め、正しい着用を促進します。

(主な施策)

- ・チャイルドシート使用促進事業
- ・広報チラシの配布 など

エ 自転車の安全利用の推進

自転車の正しい乗り方、マナーの指導や自転車乗車時のヘルメットの着用の推進に努めます。

(主な施策)

- ・安心安全教育指導員設置事業（再掲）
- ・交通安全担当者研修会（再掲）
- ・自転車盗難防止・安全運転キャンペーン など

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市民一人ひとりの防犯など様々な危険に対する意識の高揚・啓発や学校付近、通学路等の安全対策を推進します。

(主な施策)

- ・青少年補導センター事業（再掲）
- ・青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール（再掲）

- ・学校安全スクールガード事業
- ・安全指導担当者研修会
- ・防犯団体補助事業（再掲）
- ・安心安全パートナーシップ事業（再掲）
- ・安心安全教育指導員設置事業（再掲） など

③ 被害に遭った子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する取組を実施します。

（主な施策）

- ・要保護児童対策地域協議会※（再掲）
- ・スクールカウンセラー※の配置（再掲）
- ・スクールソーシャルワーカー※ 実践研究事業（再掲） など